

令和3年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和3年2月9日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。
ただいまから、令和3年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、議長において、2番山崎瑞紀さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
会期は本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
中嶋議会事務局長。
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和2年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。本日欠席されますのは、本田議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 議案第1号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第1号財産の処分について御提案申し上げます。

下記により、土地を売却するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、土地の所在地番・登記上の地目及び地積・定着物。

所在地番、歌志内市字上歌32番16。

地目、畑。

地積、4万8,948平方メートル。

定着物、ぶどうの苗木7,961本。獣害対策用フェンス、総延長1,007.82メートル。

2、売却の目的、ぶどう栽培事業用地。

3、売却の方法、随意契約。

4、売却予定価格、553万8,000円。

5、契約の相手方、歌志内市字東光3番地9、L'atelier du sol株式会社、代表取締役、遠藤美樹。

提案理由は、土地の売却に当たって、時価よりも低い価格で譲渡するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

ワイン用ぶどう試験栽培事業は、平成28年度から5か年の計画で取組を進め、本年度をもって当初予定の試験栽培を終えることとなります。

試験栽培における事業総括の結果、本格栽培についても、これまで圃場管理を担ってきた遠藤栽培技術員が役員を務めるL'atelier du sol株式会社に譲渡することが妥当と判断し、土地を売却しようとするものであります。

なお、売却予定地につきましては、位置図を臨時会資料の1ページに掲載しておりますので御参照ください。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 何点か聞きたいと思います。

今回の件に関しては、平成27年の12月に補正予算にて、議会で決定されまして、その5年経過後には企業へ譲渡しますという内容の形でありました。

27年のときの12月に、私、質疑をいろいろさせてもらいまして、答弁の中で、「何事にもチャレンジが必要だ」という答弁をいただいているのですが、その答弁をいただいってから5年間経過しまして、その5年間でチャレンジが100%軌道に乗ったから譲渡しても問題はないかなという考えに至っているのかどうか聞きたいと思います。

二つ目でございます。今回の譲渡に関しては、土地などなどで554万円ほどなのですが、いろいろな形のもので、それ以外にも全部ひっくるめたら1億2,000万円ぐらいの費用がかかっております。結構な金額だと思うのですが、この費用を投じてきた事業を全て譲渡する、これから民間企業に譲渡すると、任せるということになれば、市は今後どのように、この事業に関して経過を見ていくのか、それを聞いておきたいと思います。

三つ目です。今後、この民間企業からの事業内容の詳細なものはどういうふうに出てきているのか聞いておきたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) このたびの民間への譲渡につきましては、今回の試験栽培において一定の成果が見られたということで譲渡するものでございますが、譲渡先の民間企業におきましては、今後、営農計画を立てまして、その中で全て進めていくということでお聞きしております。このたびの試験栽培において、一定の成果が出たということで、事業評価等を行いまして、判断したところでございます。

また、譲渡金額等につきましては、このたび、おっしゃるようにこれまで費用をかけておりますが、一般的な農業の投資額に比べて費用的にはかなり多い方かなというふうに考えております。このたび相手先とのお話の中で、それ相応の負担ということを求めるわけですが、今後、営農計画においても、ワイナリーの建設とか投資計画がございますので、それらを勘案した中で今回の金額を譲渡条件として定めたところでございます。

また、今後につきましては、6次産業化というのが本来の目的でございます。それは、5年前から試験栽培を立ち上げたときからの目的でございますので、それに沿った形で、市としてもできるだけの支援ということで、今後考えているところでございますし、その中の進捗状況についても、民間企業となるわけですが、できる限りその辺については、これからの特産品開発の目標である6次産業化に向けての情報提供等をいただきながら、必要があれば支援していきたいなというふうに考えております。

○議長(川野敏夫君) 女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 最初の質疑の中で、一定の成果があったと考えているということなのですが、当時の中で、答弁いただいた中で、植栽してから3年後に初めて収穫時期を迎えると。3年目については、一般的な栽培であれば、収穫したものの10%、5年目で100%収穫できるという説明をされたのですが、5年目で100%の収穫ができる状況になったのかどうかということだと思っております。100%収穫できて、軌道に初めてちゃんと乗ったという状況で譲渡する、5年という縛りが本当に妥当だったのかどうか、食物なのでいろいろあると思うのですが、5年をあと2年延ばして7年にして、それから渡す、そういう考えも、100%できるようになってから民間企業に渡すという方法もあるのかなと

いう気がするのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか聞いておきたいと思えます。

費用的に結構お金がかかったと。市としては今後いろいろ、民間企業に対して何らかの形で支援していくという答弁なのですけれども、今回の金額は500万幾らということなのですけれども、総額で、さっき言ったように1億2,000万円、3,000万円という費用がかかっていて、それは税金を投じてやっているものなのです。それを民間企業に渡して、民間企業に全部それを管理してくださいと言って、市が何もしないという話には多分ならないと思うのです。その辺きちんと市も管理をしながら、ブドウをどういうふうに、ワインができるのかという、一緒に経過を見ていく必要があると思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか、もう1回聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） このたび法人に譲渡する部分につきましては、譲渡先でありL'atelier du solには、平成28年度当初からブドウの畑に関わってきている技術栽培員の遠藤氏が加わって民間法人が立ち上がると。そしてこの事業を引き受けることとなります。

また、アドバイザーとして、これまで当事業に関わってきているKONDOヴィンヤード近藤代表も取締役として加わっていただくということになっております。

また、その中では、最も重要なのは事業の継承として、これまで携わってきた栽培員が育ってきたと。その中から、本市のワイン用ぶどう栽培に携わっている近藤氏からも、大丈夫だという判断はいただいているところでございます。ワイン用のぶどう栽培事業は、近藤氏から10年以上は必要ですというお話もいただいております。

ただ、これからは、事業化への道というのは本当に大変厳しいですというのもいただいております。その辺は十分理解した上で、遠藤氏も譲渡を受けるというふうにお答えいただいておりますので、市としましては、今後またワイン特区ような部分を申請することとしておりますので、少しでも事業化に向けて取り組みやすい環境を整えるということで、支援の一つとしていきたいというふうに考えております。

また、譲渡額、今回500何万円ということですが、これまでかけた費用との比率というような御指摘でもございますが、一般的な農業という部分でいけば、これまでかけた費用というのはやはり多額でありますので、一般的な農地を引き受ける部分との比較ということにはならないだろうと。これもアドバイザーのほうからいただいております。

このたび遠藤氏と、新しい会社ということで、交渉の中では、今後の設備投資等を考えると、全て入れても800万円程度の金額という条件もございましたので、このたびについては、それを勘案した中での交渉という部分で折り合いがついたということでございます。

ですので、今後においてはできるだけ、先ほども申し上げましたけれども、今後、ワイナリー建設ですとか、いろいろな営農計画が出ておりますので、それらに対してできる限りの支援というのは、今後も引き続き行いながら、6次産業と、特産品開発と、歌志内のワインということで成り立つように取り組んでいければというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 遠藤さんにいろいろ手を差し伸べてもらって、今の状況に至っているということなのですけれども、やっぱりブドウの試験栽培に関しては、今までの歴史を見ても、なかなかうまくいかない大変な事業だと思っております。いろいろな形で損失が出たりとか、いろいろな形、大変だったと思うのですけれども、市としてその辺、ワイン特区、いろいろこれからも必要になってくるのではないかと御答弁でしたけれども、民間企業と一緒に行政もそ

の辺、監視を入れながら、どういうふうにしていくのか、どういうふうな道筋でやっていくのかというのをきちんと監視していく必要というのが出てくると思うのですけれども、その辺、立ち上げ当初、産業課の課長だった平間副市長がいらっしゃいますので、最後に、副市長の御答弁をいただいて、終わりたいと思いますけれども。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人） おっしゃられますように当時、私、産業課長ということで、ブドウ栽培のほうの担当をさせていただきました。当時、太陽グループ、太陽ファームから事業を受けたわけですが、御承知のとおり全てブドウの木が死んでしまっていたと。また、土地もやせていたと。そういったゼロからのスタート、逆に言うとマイナスからのスタートになったのかなと、その当時を振り返ると、考えております。

そういった中で、やはりブドウ栽培事業というのは、最近道内でもあちこち小さなブドウ栽培化、また、ワイナリーが出来上がっておりますけれども、共通して言えることというのは、先ほど産業課長から話も出ましたアドバイザーの近藤さんもそうですけれども、やはりブドウにかける熱意が一番大事なのだろうなど。その熱意がどのような形で、自分のつくったワインに結びついていくのかなと、そういうことかなと考えております。

何度か失敗を繰り返しているということでございますが、空知炭礦の場合は、会社の更生法に基づくとということで栽培を断念したと。また、太陽ファームの場合につきましても、一時、最初盛り上がった部分はございましたけれども、獣害の被害という部分もございましたけれども、やはり熱意という部分にだんだん薄らいできたような経過を私のほうは感じさせていただいた経過がございます。

今回の遠藤さんにつきましては、これから歌志内上歌のほうに自ら御自宅も建設し、歌志内に定住し、また、ワイナリーの建設というものも営農計画の中にある。そういう一つの大きな覚悟の下で取り組まれていると、そのように感じております。

また、近藤アドバイザーからも、大変時間のかかる事業ではありますけれども、お墨付きと申しますか、そういった遠藤さんの熱意に関してはお墨付きをいただいているところでございますので、私どもとして、5年間の試験栽培を経まして、遠藤さんが役員を務めております法人のほうにお渡しするという点に関しては迷いはないというところでございます。

また、今後の部分につきましては、やはり大きな税金を投入した部分の事業をお渡しするわけですから、やはり行政も、監視ということかどうか分かりませんが、事業内容、こういった形で進んでいるのか、そういった部分は、しっかりコミュニケーションを取って状況を判断しながら、そのとき必要な支援がございましたら行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ブドウ栽培の事業であります。土地もしかり、土地がなければ事業は成り立たないというわけでございますけれども、本事業を円滑に進め、成功していただきたい気持ちでありますけれども、本来土地は、地主にとって永久の財産であります。一般的には、財政的な余裕がなければ売却しないのが大体一般的な常識ではないかと、私はそのように感じている1人でもございます。

そこで、質疑でございますけれども、まず、質疑については10項目用意いたしました。

まず、1点目でございます。議案第1号の財産の処分についてでございますけれども、令和3年1月28日開催の行政常任委員会にて、産業課の資料、報告事項、ワイン用ぶどう栽培事業

の事業譲渡などについて総括表を含む、栽培技術アドバイザー近藤氏の今後の展望についての内容も含め、当市が最初にワインぶどう栽培事業に取り組出した時点よりの投資した金額、これは土地、苗木、備品など、また、関連設備費、機械類など、その他の費用は、現在までそれぞれ投資総額が幾らぐらいだったか伺いたいと思います。

2点目でございます。枯死した植栽の苗木等の損失額は今まで幾らか伺いたいと思います。

それから3番目の質疑でございますが、根頭がん腫病という文字が資料の中にございました。この腫病とはどのような内容のものか伺っておきたいと思います。

それから4番目の枯死率は、一般的に植栽本数、例として1,000本として、どの程度発生するのか伺っておきたいと思います。

5番目の気候風土に適した品種で、当市よりも冬期間の気温が低下する十勝地方で、栽培実績がある品種が適合品種と判断しているとのことですが、その品種の苗木を植栽しない理由を伺いたいと思います。

それから6番目の質疑ですが、「譲渡を進める際の金銭条件の設定は、一般の農業者同士の譲渡案件と異なり、特殊な判断が求められることと思われる」との記述があります。この点について、理事者の見解を伺っておきたいと思います。

それから7番目の質疑です。市として、今後、譲渡について可決したとして、株式会社L'atelier du solの株主となる考え方を持って、投資等に加わる考えがあるかどうか、それを伺っておきたいと思います。

8番目の質疑です。事業継続中は、譲渡をしなくても無償貸与でもよかったのではないかと私は考えますが、なぜ売却としたのか、売却としなければならない何か不都合なこと、または、そのほかに理由があったのか、その点について伺いたいと思います。

9番目の質疑ですが、時価よりも低い価格ということですが、本来の時価の価格は幾らなのか示していただきたいと思います。

最後の質疑、10番目ですが、時価よりも低い価格で譲渡するためと、法令の定めるところによるとの理由であります。法令に定める法律の内容について示していただきたいと思ます。

以上、10項目にわたって質疑いたしますので、親切な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、一つ目のこれまでの投資額は幾らかということですが、市では平成9年から平成14年までの期間に農機具の購入や圃場整備など約9,800万円、また、平成28年から5年間で1億2,579万円を投資しております。合計では2億2,379万円となっております。

なお、平成24年度には、一旦民間企業へ約4,900万円で売却し、平成28年度に民間企業から1,910万円で譲り受けております。その際の圃場面積は106ヘクタールでありました。

2番目の枯死した植栽等の損失額であります。約151万2,000円となっております。

3番目の根頭がん腫病とはということでございますが、根頭がん腫病につきましては、細菌によって起こり、被害部に特徴のある大きなこぶをつくる病気で、果樹、花卉に古くから発生するもので、その菌には三つのタイプがあることが知られています。そのうちブドウ根頭がん腫病は、主なものとして生理型3に属し、バラやナシなどのそれとは異なると言われております。

ブドウ根頭がん腫病は、植物にがん腫を形成させる能力を有する根頭がん腫病菌によって植物の根や茎などにがん腫と呼ばれるこぶ型を形成する土壌病害で、本病の被害には樹勢の低下、果実品質の劣化、生育不良枯死などがあります。特に3年生までの苗木、若木では症状が見られた翌年に枯死することが多いようであります。

なお、遠藤技術栽培員からは、根頭がん腫病が発生した後3年間は経過を観察し、発芽しなければ植え替えを行うということで伺っております。

次に、4番目の枯死率は一般的にどれくらいあるのかという部分でございますが、アドバイザーである近藤氏からは、以前に実施していた当時の枯死率は3%程度ということのようですが、このたびの試験栽培におきましては24.87%となっております。

これは昨今の気候変動により、冬期間の降雪量や年間の降雨量など、気象条件により生育に差が見られ、特に例年に比べ降雪量の少なかったことから、昨年は降雪量が少なかったことから、凍害による被害が深刻な状況でありました。いずれにしましても、過去になかった突発的な異常気象がここ数年で頻発しているようになっていることから、それらの影響もあるものと考えております。

5番目の適合品種をなぜ植栽しないのかという部分でございますが、これまで5年間の試験栽培では、平成3年から本市で植栽された実績のある苗木を中心に購入しながら栽培を行ってきたところでありますが、昨今の気候変動により、冬期間の降雪量や年間の降雨量など、気象条件により生育に差が見られ、特に昨年は例年に比べ降雪量が少なかったことから、凍害による被害が深刻な状況でありました。ソーヴィニヨン・ブランは多くの凍害被害を受けております。また、ピノ・ノワールにおきましても凍害や根頭がん腫病の症状が現れております。さらに、過去になかった突発的な異常気象がここ数年で頻発するようになったことも影響しているものと考えております。

その結果を受け、事業総括においては、本市の気候風土に適した品種はオーセロワ、ピノ・グリのほかに、本市よりも冬期間の気温が低下する十勝地方で栽培実績のある品種が適合品種であることが分かったものであります。その適合品種としては、山幸と言われる品種であるようですので、今後は、その山幸も植栽していくと伺っております。

いずれにしましても、これまでの試験栽培で培った経験を下に本格栽培に取り組んでいくというところでございます。

次に、6番目の一般の農業者同士の譲渡条件と異なり、特殊な判断が求められるということの見解でございますが、本市のワイン用ぶどう試験栽培事業には、これまで5年間で圃場整備や苗木の植栽、そして農業機械などの備品購入に、本年度の見込みを加えると1億2,600万円の投資を行っております。これは、一般的な農家では到底投資できない額であると考えております。

そのことから、アドバイザーの考察では、これまで、本事業では農地の造成や土壌改良、栽培持続化のための獣害フェンスの設置、農業機械の導入など、農業を営む上で前提条件を整えるための投資が大きく、譲渡を進める際には金額条件の設定には、一般的な農業者同士の譲渡条件とは異なり、特殊な判断が求められるという表現で考察されております。

このことから、このたびの譲渡では、圃場整備にかかった費用及び獣害用のフェンスの費用は含めずに、苗木の費用と農機具の備品のみを譲渡費用として設定したものであります。

7番目の今後株式会社L'atelier du solの株主となる考えはないのかということでございますが、L'atelier du sol株式会社は、本市がこれまで実施してきたワイン用ぶどう試験栽培事業の譲渡を受け、6次産業化による地域振興を当初から目的としております。現段階では株主

となる考えはございませんが、同社への支援としましては、6次産業化に向けた支援として、今後3年程度の補助金を交付することも加え、本市の特産品となるよう支援するとともに、同社の営農計画では、ワイナリー建設を予定しておりますので、それらに対する市としての支援も必要ではないかというふうに考えております。

8番目の定着物の苗木を無償譲渡としない理由はということですが、一般的に農業を興す場合には、土地を耕し種をまくなどゼロからのスタートとなりますが、このたびのワイン用ぶどう栽培を行う場合は、既に苗木や獣害対策用のフェンスを設置済みであります。新しく農業を興す場合と比較しても、大変恵まれた環境ではないかと考えております。それは、相手先やアドバイザーからもそのような御指摘をいただいております。このたびの譲渡額については、適切な費用であると考えております。

なお、相手先のL'atelier du sol株式会社では、今後、醸造施設の建設など新たな投資を行うこととしておりますので、それに向けて少しでも投資額を抑えて、今後の取組をしたい旨で、800万円以内での譲渡ということを望んでおられましたので、その範囲での金額交渉をしたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、9項目めの本来の時価と10項目めの時価よりも低い価格で譲渡する場合の法律の内容について御答弁申し上げます。

本来の時価についてでございますが、不動産の鑑定等は行っておりませんので、土地及び定着物を含め、一定の条件の下で算出した額として御答弁をいたします。

土地につきましては、直近の売買実例でございます平成27年に株式会社太陽ファームから市が購入した金額126万9,465円、ブドウの苗木は、耐用年数15年で減価償却をした価格553万7,562円、獣害対策用フェンスは耐用年数5年で減価償却した価格323万5,800円の合計1,004万2,827円になります。

なお、この金額には、土地改良等を行った圃場整備費用6,426万円は含まれておりません。

次に、法律の定める内容についてでございますが、地方自治法第96条第1項の本文では、地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとなっており、同項の1号から15号に、議決しなければならない事件が列記されております。

今回の財産処分の議案は、この中の第6号の条例に定める場合を除くほか、財産を交換し、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることの項目に該当します。

すなわち条例で定めるものを除き、適正な対価なく財産を譲渡する場合につきましては、議会の議決が必要になります。

本市の財産に関する条例では、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例がありますが、この条例の第3条に該当する場合につきましては、議会の議決を得ずに時価よりも低い価格で財産を譲渡することができますが、この項目につきましては、他の地方公共団体、その他公共団体が公用もしくは公共用または公益事業の用に供する場合などに限られており、今回の事例につきましては、この条例に定めるものには該当いたしませんので、議会の議決が必要になるものでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私が考えていたよりも親切に答弁していただきました。ありがとうございます。

まず、最初の①の中での答弁の中で、今まで投資した費用、相当額、今、皆さんお聞きのとおりだと思います。その中で、この事業を民間に譲渡したことで私は幸いだと思っているのです。ということは、この費用の回収です、もし譲渡しなければ。そういう問題が背景には出てくると思います。

それで、費用の回収ということに重きを置きますと、やはり住民の皆さんも、この事業は是が非でも成功していかなければならない事業ではないかと、こんなふうを感じる人が多いのではないかと私はそのように思っております。

そこで、これと関連するのが、要するに7番目の質疑の中で、株主になる考えはないのかという質疑をいたしました。株主の考え方は、答弁の中では、考えていないようでございますけれども、今日の時点では考えていないようではございますけれども、今後、事業の進捗によっては、いろいろな変化というか、資金にしても、そういう問題が起きるのではないかと想定されます。

そういったことから、やはり何らかの形で行政がしっかりと、今後もこの事業を見守り、場合によっては、住民の声もしっかりと聞いた上で、手当てだとか、そういうことも必要ではないかと私は考えます。その点についてももう一度、これはトップダウンで返答してもらわなければ、担当課では難しい問題だと思っておりますので、トップダウンで答弁をしていただきたいと思っております。

次に、先ほど品種の植栽の関係なのですが、今日の北海道新聞の記事の中で、注目すべきような記事がありました。弟子屈町のワインの問題が取り上げられております。弟子屈から発信ということで。この中には、弟子屈町は09年、町内の農家や玉川大農学部と協力し、寒冷地向け品種、清舞と山幸、30本ずつの試験栽培を開始と。山幸のみが越冬し、11年に2.5キロ収穫できたため、品種を絞ることに決めたというふうな記事が載っております。

当市もこういう寒冷地の中でありますので、それで私、先ほどの質問の中に入れたわけです。どうしてそういう品種を取り扱わないのかということで質疑をいたしました。

そういうことで、こういうことも含めて、今後、アドバイザーの近藤氏がいろいろな面で御協力をいただけるということは私も伺っておりますが、これからもやはり、今、事前に言ったように、市そのものも相当の投資額を入れていきますから、このことを忘れないでやらなければならない事業ではないかと、私はこのように思います。そういった意味で、改善するところは改善し、アドバイスするところは、改善するようなアドバイスをしながら、この事業を歌志内市の将来の6次産業が成功する事業であっていただきたいと。これは市民の皆さんの総意ではないかと私は思っております。当市には、産業という産業らしいものは一つありません。雇用にも困窮しております。そういうことも含めていくと、やはりこの事業というのは、それだけ大事な事業になるのではないかと私は思いますので、この辺についても、答弁としては、責任のある答弁をいただきたいと思っております。

また、太陽ファームのときを参考にして金額を決めたという企画財政課長の話ですから、恐らくそうであったのであろうと想定しております。

それで、今後、いずれにしてもこれから常任委員会できちっと質疑の場がございますので、この中で質疑をしたいと思っておりますが、ただいま何件か言ったことについて、もう一度しっかりとした答弁をいただいておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま谷議員のほうから貴重な御意見を含めた中でのお話をいただきました。

最初に、第三セクターというか、市の投資の部分の考え方ということでございますけれども、おっしゃられますように、先ほども御答弁申し上げましたが、市のほうで新たな農業法人の事業を見ていくという、また、支援するということが大前提かなと思っておりますけれども、まず、自ら法人を立ち上げて、近藤アドバイザーも株主の中に入っていたと。そういった形でスタートする農業法人でございます。

まず最初に、自分たちの方向性、どういった事業をやりたい、どういった栽培事業をやって、どういったワインをつくりたい、そういった営農計画に基づく、自主性について、やはり最初に私どものほうは見ていかなければならないのかなと、そのように考えます。

また、6次産業というのは、この試験栽培を始めた当時から、これを実現するというのが大きな目的で始めた試験栽培事業でございます。今後、本格栽培を行っていく中で、やはりブドウから派生するジャムだとかブドウのジュースだとか、いろいろな部分が可能性として秘められております。また、ブドウの畑を近接地に一般の野菜の栽培、そういったものも考えられているというふうにお聞きしております。そういった意味から、1次産業の基盤のない当市におきまして、今後、大いに期待のできる事業であるかと思えます。

今後、いろいろと取組を進められていく中で、市としての協力、出資という部分もあるかもしれないけれども、そういったものにつきましては、今後の事業の経過を眺めさせていただいた中で検討していくことになるのかなと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 寒冷地向けの品種を導入してはどうかという質問がありましたけれども。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 今回、試験栽培事業の中で、雪が少ないということで、一定の品種の中で凍害ということで、多くの苗木が死んでしまったという事情がございます。ただ、これはあくまでも試験栽培ということでございまして、最初、空知炭礦が取り組んでいたときには、セーベル種というドイツ系の非常に寒冷地向けのブドウを栽培されたと。赤がセイベル、白がケルナーという2品種を主体にやられました。

太陽グループの太陽ファームのほうに移行されたときには、やはり気候の変動等も考えた中で、高級品種的なものもということで、白品種はソーヴィニオン・ブラン、赤品種はピノ・ノワールという形で、主要品種を変更させてきております。

そういった形の中で、当地に適するようなブドウ品種ということで、遠藤栽培員のほうでいろいろと試行錯誤されて、また、近藤アドバイザーの意見もお聞きしながら幾つもの、多分10種類ぐらい植えているのかと思っておりますけれども、いろいろと研究されてきたと。

その中で、先ほど申し上げました凍害という部分が如実に現れてきたものですから、それにつきましては、十勝地方、また、先ほど議員おっしゃられました弟子屈のほうでも、寒冷地に強い苗木を手に入れてという形になっているのかなと。

ただ、苗木につきましては全国的に不足しているということもありまして、自ら苗木をつくるという産地も増えてきております。特に十勝の部分につきましても、簡単に苗木を手に入れるということではできないというふうにお聞きしております。弟子屈の部分につきましても、池田町とのお付き合いの中で苗木を手に入れたと、このような報道がされてございます。そのような形で、いろいろとお付き合いの中、信頼関係の中で苗木の確保というものも出てくるのかと思っております。

現在、山形県のほうから主に苗木を取り寄せしているというふうになっておりますけれども

も、そういった当地に適する、寒冷地に適する苗木の確保というものも、これからも試験栽培の結果を踏まえた中で、新しい農業法人の課題の一つになってくるのかなと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、苗木の話の答弁がありました。苗木は全国的に高騰して、なかなか手に入らないという記事も見て私も承知しております。なかなか難しいのだなど、そういう点では、そんな思いであります。

私は、農業関係は全く素人でございますが、素人の私どもが専門的なことを言うつもりはありません。ただ、問題は、先ほど質疑の中で申し上げたように、経営する人は個人です。そしてそれには必ず資金がかかります。問題は、今申し上げましたように、資金問題でショートした。先ほど質疑の中でお話ししておりますけれども、財政、資本とか資金問題で何かあったときに、非常に危惧しております。

ということは、自然のものですから、ある面では、相手は。やはりどれだけ枯死になったり、どれだけ獣にやられたり、そういうことを考えると、せっかく予定していたものが一瞬にして収穫のパーセンテージがどんと落ち込むとか、そういうことを考えると、資金をつぎ込まなければ経営していくことは困難になります。そんなことを想定しながら、行政はこの事業に育てていかなければならないのではないのかと私は考えるのです。何事も背景と先見性を持ったことを考えていかなければ事業は成り立たなくなるのではないかと。そういう意味で、先ほどトップダウンでという話をしたわけ。それで、株主の話もしたわけ。

何らかの形で行政が関わっていくという答弁がなければ、これは大変だと思うのです。我々も今、質疑していて、行政が関わらない事業、この大事な事業、将来何かあったらどうするのだろうなど。こういう不安を持つのは市民の皆さんも同じだと思うのです。だから私はトップダウンで、ここのところはという意味でお話ししているところです。ここの大事なところを、やはりきちっと、ある面では、市民向けにということを考えていただいて、答弁していただきたいと思っておりますので、ひとつそのことを踏まえて答弁をしてください。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ブドウ栽培の事業でございますけれども、平成28年から行ってございまして、雇用の創出と地域経済の活性化ということで始めたこの事業でございます。今、議員おっしゃいますように、市民挙げてといいますか、行政もしっかりと応援をしていきたいというふうに考えてございまして、法人を立ち上げて、近藤アドバイザーも入りますので、これから歌志内、まさに雇用も含めての産業になっていくということを十分期待しているところでございます。

また、この事業を支援するために3年間補助金を交付しながら、今言われたような枯死、そういった事案に対しても、こういう補助金を使ってもらいながら、しっかりと行政も応援していきたいというふうに思っておりますし、これからの多面的な展開、例えばワイナリーの建設等も含めて、何からの行政の支援が必要と考えてございまして、議員の皆様方も御理解をいただきながら、市民の楽しみにしているワイン、皆様に本当は昨年と今年収穫したワインを試飲していただくところでもございましたけれども、コロナ禍の関係でかなうことはできませんでしたが、市民の皆さんに還元して、歌志内のワイン、よかったなど言ってもらえるようなことで行政も応援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 契約の相手方、L'atelier du solの資本金、役員数について質問いた

します。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 資本金については500万円となっております。また、役員については3名ということになっております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、所管の行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査に付することに決定いたしました。

議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第2号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第2号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第2号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,852万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,292万5,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費852万2,000円の増額補正は、全額国の負担により行う新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。

内訳は、1節報酬27万円から11節役務費62万3,000円までは、事務補助員に係る報酬及び費用弁償、消耗品などの需用費、郵便料や抗体検査等事務手数料の役務費など、ワクチン接種に要する事務経費であります。12節委託料101万8,000円は、電算システムの改修費及び医療従事者等にワクチンを接種するための委託料で、17節備品購入費559万5,000円は、CO₂モニター、接種管理用パソコン、顔認証機能付体温計などの購入費であります。

7款1項とも商工費、4目観光費18節負担金、補助及び交付金1,099万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国及び北海道などの移動自粛要請及び第3波の襲来による宿泊客のキャンセルや宴会の中止などが相次いで発生し、事業運営及び経

営に大きな影響を受けている宿泊事業者に対する緊急支援金で、1事業者当たり1,000万円を限度に、令和2年4月から12月までの水道光熱費の3分の2相当額を助成するもので、対象は3宿泊事業者であります。

なお、本事業の概要につきましては、臨時会資料の2ページに掲載しておりますので御参照願います。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費12節委託料3,000万円の増額補正は、降雪量の増に伴う市道等の除雪委託料の増であります。

15款1項、7ページに参りまして、1目とも予備費99万7,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費負担金1節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金59万3,000円及び2項国庫補助金3目衛生費補助金3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金792万9,000円の増額補正は、歳出の衛生費で予算措置しました新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金及び補助金であります。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金4,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第2号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 2件ほど聞きたいと思います。

ワクチンの接種の件でございますけれども、今回の補正でいろいろワクチンの接種に関する事業を展開していくことになると思うのですけれども、今回、補正が通った後、ワクチン接種に至るまでの流れというのですか、そういうのはどこまで市が情報を仕入れているのか、どういうふうにとらえているのかという、仕入れているところまでの情報で構わないと思うのですけれども、市民の方々はかなりニュースや新聞でワクチン、ワクチンと言われている中で、気になるころだと思えるのですけれども、その辺ちょっと、どこまでどういうふうになるのか聞いておきたいと思えます。

もう一つは、除雪委託料の件でございます。これだけ雪が降るとどうしても補正をしなければならぬ状況になると思うのですけれども、そこで、今問題になってきているのが、市住、公住、民間の住宅、雪を捨てる場所がなくなっている。排雪にどうにか力を入れてほしいという言葉も聞こえてくる状況になっております。今回の補正の中で排雪をどういうふう考えているのか聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私のほうからは、ワクチン接種のスケジュールと、今知り得ている情報というのと、市としてどのような対応で進めていくかと、今現在の情報も含めて答弁をさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスのワクチン接種に係るスケジュールという部分につきましては、新聞やニュース報道というところによる部分なのですけれども、市といたしましては、国のスケジュールも大変流動的な部分はあるのですけれども、このスケジュールに基づくワクチン接種

に向けて必要な協議や事前に取り組める準備というものを進めているところでございます。

そういった形での今回の補正予算ということになるのですが、市が関わる部分といたしましては、65歳以上の方の接種開始ということになってきます。ここを市が調整主体となって実施するわけですが、今言われているのは、4月以降の高齢者の方たちへの接種というところが示されておりまして、実際、いつからという細かい内容の提示は今のところございません。そういう提示があったときにすぐ対応できるように、希望者の方にスムーズに接種できるように、市立病院のほうとも調整をさせていただいた中で進めさせていただくというような形になっています。

今現在、病院での接種の方向を協議しているというところでございまして、1日どの程度の接種がこなせるものなのか、その辺の細かい細部にわたっての調整を進めているところです。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、排雪の関係かと思えますけれども、排雪スペースの確保ということで御答弁申し上げたいと思います。

まず、早朝除雪を主体としてやっております。早朝除雪で幅員確保、それから今出ました排雪スペースの確保ということが、雪山が生じた場合に排雪というものを計画いたします。直近では、また来週から鋭意排雪をするわけですが、今年度のかんりの過去に例のない大雪に見舞われたことによりまして、オペレーターもかなり苦慮して、連日の早朝除雪も実行しているわけですが、排雪の回数においては、今回補正いただきました内容も踏まえ、鋭意強化していきながら、排雪スペースも同時に確保していきたいという考え方で進んでおります。

ただし、どうしても優先順位がございまして、通学路の確保をまず最優先に考えておりまして、公共施設周辺の排雪、その後に団地幹線、そしてそのほかの通路ということで、段階的に分けて計画をしておりますので、その辺の関係においては御協力いただければ幸いです。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今の山崎保健福祉課長の答弁で、病院での接種ということでの答弁でございましたけれども、今回の補正予算では、例えば病院会計への医師の報酬ですとか、病院に係る費用についての予算計上がされていないのですけれども、それについてはどのような今の状況なのか。

それと、ワクチンを打つということで、注射器と注射針が必要だと思うのですけれども、それについても予算計上されていないものですから、それについて伺います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 山川議員のほうからの質問でございまして、まず、接種に当たって必要な費用という部分ですが、このたび予算計上させていただいた部分での委託料の接種委託料があるのですけれども、この部分が接種に当たって必要な経費として支出されるようなこととなります。1人当たり2,277円というような計算になるのですけれども、1回当たり2,277円ということになります。

今回計上させていただいた金額につきましては260回分、130人分の260回分という形になるのですけれども、対象としている部分は、医療関係の従事者に関わる分を今回計上さ

せていただいているところでございます。

そのほかに注射器等の病院として必要な経費ということですが、これにつきましても、今申し上げた委託料の中で賄っていただくような形になります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 1点だけ質疑したいのですが、実は国のほうでは、ワクチンの製造会社、何社か世界にあります。それで、今回、当市が接種するワクチンの種類、それは国から各自治体に、このワクチンを使ってくださいと、こういう趣でやるのか、それとも各自治体が、どここの会社のワクチンを希望するとか。ということは、背景には、被接種者にしてみれば後遺症だとか、そういうことがいろいろとニュースで聞いたりして、心配されるところだと思うのです。そこら辺を踏まえた中で、当市の考え方、それをどのように上級の行政と打ち合わせしたり、そういう機会を持って、そして安心・安全な接種ができると、このような考え方を、住民に周知という方法も今後必要だと思うのです。それらのことを考えているものかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 谷議員の質問でございます。

ワクチンにつきましては、現在、承認を受けようとしておりますファイザーのワクチンを想定して準備を進めるようにということで下りてきております。それに必要なディープフリーザーと言われる低温の冷凍庫につきましても、歌志内市には1台配置される予定で示されております。これについては、3月中になるとは思われるのですが、はっきりいつ届くという内容にはまだ至っておりません。ワクチンにつきましても、届く日にちにつきましては、まだ確定しておりません。

そういった中で、ファイザーワクチンが来ることでの想定で準備を進めているわけですが、恐らくそのようになるのかなという形で進めているところでございます。

国から下りてくるワクチンで接種が進められるという方向になると思います。

周知の関係でございます。今現在知り得ている部分を周知しようとする、大変雑駁な内容になってしまうのですが、高齢者の方たちへの案内ができるようになったときに、接種の場所、いつからできる、例えば予約の関係はどこで予約を受け付けるという部分も含めて、細かな周知ができればというふうに思っております。4月から接種が開始されるとして、3月中旬以降で、そういう案内を進めるような形になりますけれども、当然接種券の配布と併せて詳しい内容がお示しできればというふうに考えておりますし、接種券の配布の時期についても、まだこの後、国から示されるというような予定になっています。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 保健福祉課長、とにかく接種関係については、相当住民も今後関心を持たれると思うのです。問題は、接種による事故があったら困るのですが、やはりそういうことも含めた中で、万全を期してやっていただきたい。これは誰もが、みんなそのように考えていると思いますので、その辺の対策なり施策なりを十分踏まえてやるのが常套ではないかと、このように考えていますので、そこら辺は、準備はオッケーなのですね。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） その辺の細部の準備、打合せにつきましても、市立病院サイ

ド、市立病院院長先生を含めて打合せをさせていただいております。今後もそれについては、細かい部分について打合せをしなければならないと思っておりますし、ワクチン接種による危険性の部分、その辺も考えますと、どこかの場所を設定しての集団接種というよりは、病院内での接種のほうが緊急時の対応等も早く行えるのではないかとというようなことで、今進めているところでございます。

ただ、状況によっては、集団接種も視野に入れながら考えていかなければならないというのは当然でございますけれども、そのように考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 1点聞きたいのですが、備品購入費559万5,000円ということで、CO₂モニター、接種管理用のパソコン、あと、顔認証式体温計と先ほど言われましたけれども、これは各何台ぐらい購入する予定なのですか。結構金額的に高いものなのかどうか聞きたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 備品類の内容でございます。考えているのは、配置箇所も含めて、接種する会場とか待機場所とかに設置していきたいと考えているのですけれども、CO₂モニターなどは、ドライアイスの処理の部屋に1台配置、また、集団接種等を行った場合の会場にも配置、そういう部分も含めて4台購入を予定しています。

パソコンにつきましては3台購入予定しています。これにつきましては、システム対応用として、保健福祉課に配置すること。または、集団接種が行われる場合には、そこへ持って行って使用することもありますし、必要であれば病院内での受付等に必要な部分で配置ということを考えて、3台という部分です。

ほかには、空気清浄機6台、これにつきましては、待機場所などに配置して、換気をしっかり行えるように配置したいというふうに考えております。

体温計につきましては、接種会場、なるべく密にならないような形で行わなければならないので、そういった案内も含めながら、当然来たときに体温は測っていただくのですけれども、問診票にもそういう記載が必要ですし、そういったことをスムーズに運べるように病院の玄関、または集団接種を行う場合の会場等にも設置できるように、2台購入したいというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） CO₂モニター、集団会場をつくった場合、合計4台ということで、4台で妥当な台数だと考えておられますか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 今のところ、CO₂モニターは、二酸化炭素の濃度が高くなったときに、例えば窓を開けて換気するとか、そういう目安として使いたい部分でございますし、台数的には妥当かというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和3年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時14分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 谷 秀 紀